①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり、平成３０年１０月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準（※）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について 1．準要保護の認定基準への反映について				2．生活保護基準見直しの影響への対応予定														3．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				Ⅲ　自由記述欄
				（１）平成３０年１０月以降、見直し後の生活保護基準を、今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（２）参照している生活保護基準の時点		（１）　平成３０年１０月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。			（２）（１）で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容（複数回答可）					（３）（２）「⑤その他」の内容 ※照認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には、その内容を記載。	（４）（１）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由（複数回答可）			（５）（４）「①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	（１）２、（１）で「①生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（２）①把握している場合、平成３０年９月までは援助対象だったが、平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により、平成３０年１０月以降、援助対象外となる者であり、明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（３）３、（１）で「②把握していない」と回答した場合、把握できない理由	
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い係数に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他			①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他			①把握している	②把握していない			
		→Ⅱへ	→Ⅲへ	→２（１）へ	→１（２）へ	→Ⅲへ		→２（２）へ	→Ⅲへ	→２（４）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→２（３）へ	→Ⅲへ	→２（５）へ	→３（１）へ	→２（５）へ	→３（１）へ	→３（２）へ	→３（３）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
61	61	54	7	3	51	51	51	3	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	北九州市	○			○	25	4																		
福岡県	福岡市	○			○	29	4																		
福岡県	大牟田市	○			○	25	4																		
福岡県	久留米市	○			○	25	4																		
福岡県	直方市	○			○	26	4																		
福岡県	飯塚市	○			○	30	4																		判断基準は変更しないが、保護者の所得状況の激変など特別な事情のある世帯の場合、判定基礎となる所得状況などについては現在の状
福岡県	田川市	○			○	25	8																		
福岡県	柳川市	○			○	25	4																		
福岡県	八女市	○			○	25	4																		
福岡県	筑後市	○			○	24	4																		
福岡県	大川市		○																						
福岡県	行橋市	○			○	26	4																		
福岡県	豊前市		○																						
福岡県	中間市	○			○	29	4																		
福岡県	小郡市	○			○	30	4																		平成３０年度就学援助における、平成３０年１０月以降の新規申請者については、平成３０年４月時点の生活保護基準を参照し認定す
福岡県	筑紫野市	○			○	24	1																		
福岡県	春日市		○																						
福岡県	大野城市		○																						
福岡県	宗像市	○			○	25	4																		
福岡県	太宰府市	○			○	24	5																		
福岡県	古賀市	○			○	30	4																		
福岡県	福津市	○			○	29	4																		
福岡県	うきは市		○																						
福岡県	宮若市	○			○	29	4																		
福岡県	嘉麻市	○			○	29	12																		
福岡県	朝倉市	○			○	25	4																		
福岡県	みやま市	○			○	25	4																		
福岡県	糸島市	○			○	29	4																		
福岡県	那珂川町	○			○	25	4																		
福岡県	宇美町	○			○	30	6																		
福岡県	篠栗町	○			○	30	4																		
福岡県	志免町	○			○	30	4																		
福岡県	須恵町	○			○	30	4																		
福岡県	新宮町	○			○	30	5																		
福岡県	久山町		○																						本町は、特別支援教育奨励費の基準で判定している。
福岡県	粕屋町	○			○	29	7																		
福岡県	芦屋町	○			○	30	4																		
福岡県	水巻町	○			○	30	4																		
福岡県	岡垣町	○			○	30	4																		
福岡県	遠賀町	○			○	30	4																		
福岡県	小竹町	○		○				○			○														
福岡県	鞍手町	○			○	30	4																		
福岡県	桂川町	○			○	25	4																		
福岡県	筑前町	○			○	30	4																		
福岡県	東峰村	○			○	30	4																		
福岡県	大刀洗町	○			○	30	4																		
福岡県	大木町	○			○	24	12																		
福岡県	広川町	○		○				○							○	H30.9までに認定している者については、そのままの判定で、H30.10.1以降に申請があった者については、H30.10.1改正基準を参照するものとする。									
福岡県	香春町	○			○	30	4																		
福岡県	添田町	○			○	30	4																		
福岡県	糸田町	○			○	29	7																		
福岡県	川崎町	○			○	30	4																		
福岡県	大任町	○		○				○			○														
福岡県	赤村	○			○	30	4																		
福岡県	福智町	○			○	29	7																		
福岡県	苅田町	○			○	29	4																		
福岡県	みやこ町	○			○	30	4																		
福岡県	吉富町	○			○	30	4																		
福岡県	上毛町		○																						
福岡県	築上町	○			○	24	12																		
福岡県	吉富町外一市中学校組合	○			○	30	4																		